



厚生労働省

島根労働局

Press Release

浜田労働基準監督署発表
平成 30 年 2 月 26 日

担
当
者

浜田労働基準監督署
署長 廣瀬 格也
監督・安衛課長 橋本 良太
電話 0855 - 22 - 1840

労働基準法違反の疑いで書類送検

(虚偽の労働時間記録を報告した疑い)

浜田労働基準監督署(署長:廣瀬^{ひろせ}格也)は、本日、労働基準法違反の疑いで、公益財団法人ふるさと弥栄振興公社及び同社事務局長(当時)を松江地方検察庁浜田支部に書類送検した。

1 被疑者

(1) 公益財団法人ふるさと弥栄振興公社(以下「被疑公社」という。)

所在地:島根県浜田市

事業内容:観光及びレクリエーション活動の促進等の事業

(2) 同社事務局長A(男性61歳) 役職名は当時

2 事件の概要

被疑者Aは、浜田労働基準監督署労働基準監督官(以下「当署監督官」という。)から、被疑公社の労働者の平成29年4月から同年6月までの労働時間記録の報告を求められたことに対し、平成29年7月21日、真実は、労働者Bが平成29年4月及び5月の所定休日のうち計7日(計57時間30分)に労働していたことを認識していたにもかかわらず、この所定休日に労働していた事実を記載していない虚偽の労働時間記録を提出し、もって虚偽の報告をしたものである。

3 罪名・罰条(別添1参照)

労働基準法違反

同法第104条の2第2項(報告等)

同法第120条第5号(罰則)

同法第121条第1項(両罰規定)

4 参考事項

(1) 労働基準法の労働時間、休日などの規定を遵守するためには、使用者が労働時間を適正に把握することが必要であることから、厚生労働省では「労働時間の適正な把握のために講ずべき措置に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を定め、ガイドラインの趣旨、遵守のための指導及び周知に取り組んでいるところである(別添2参照)。

また、労働基準法の規制の実効を確保するためには、専門的行政機関による行政監督が必要不可欠であることから、第一線の監督行政を担う機関である労働基準監督署に配置された労働基準監督官には、臨検、書類提出要求などの行政上の権限が与えられており、労働基準法の施行のために必要あるときは、使用者に対して、必要な事項を報告させ、または出頭を命ずることができることとされている(労働基準法第104条の2第2項)。

(2) 被疑会社に対しては、平成29年5月、当署監督官が、時間外労働割増賃金の未払いなどの労働基準法違反が認められたことから是正勧告を行うとともに、ガイドラインに基づいて労働時間を適正に把握するように文書指導していた。

この行政指導のなかで、平成29年7月、当署監督官が、平成29年4月から同年6月までの労働時間記録の報告をするように文書指導したことに対して、上記2の虚偽の報告が行われたものである。

(3) 労働時間の把握が不適正である場合は、労働基準法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じるおそれがあることから、当署では、引き続き、ガイドラインの遵守について指導及び周知に取り組んでいくとともに、ガイドラインを遵守しておらず、労働基準法違反が認められる重大又は悪質な事案については厳正に対処することとしている。

関 係 法 令

労働基準法

(報告等)

第百四条の二 行政官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(罰則)

第二百十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第百四条の二の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(両罰規定)

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。